四　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）様式第一号から第八号まで

五　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）様式第一号から第八号まで

六　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）様式第一号から第八号まで

七　日本公認会計士協会に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十五号）別紙様式第一号及び第二号

（公認会計士等登録規則及び特定社員登録規則の一部改正）

第四条　次に掲げる府令の様式中「明治　大正　昭和　平成」を削る。

一　公認会計士等登録規則（昭和四十二年大蔵省令第八号）様式第一号、第三号、第四号及び第六号別紙

二　特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）別紙様式第一号から第三号まで

（銀行法施行規則の一部改正）

第五条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十号の二の三から第十号の四までの様式中「※　1　明治　3　昭和　2　大正　4　平成」を削る。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第六条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号の二中「平成の場合はH」の次に「、令和の場合はR」を加え、別紙様式第四号の三から第四号の六まで及び第八号から第八号の三までの様式中「平成　年」を「□明治　□大正　□昭和　□平成　□令和　年」に改め、別紙様式第九号中「□明治　□大正　□昭和　□平成」を「□明治　□大正　□昭和　□平成　□令和」に改め、別紙様式第十一号及び第十七号中「□明治　□大正　□昭和　□平成」を「□明治　□大正　□昭和　□平成　□令和　年」に改め、別紙様式第二十一号中「平成　年」を「　　年」に改める。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令等の一部改正）

第七条　次に掲げる府令の様式中「平成　年」を「　　年」に改める。

一　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）第一号様式、第三号様式及び第四号様式

二　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）様式第二から第四まで

三　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）様式第一号から第六号まで

四　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）様式第一号から第六号まで

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令及び公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令の一部改正）

第八条　次に掲げる府令の様式中「平成　年」を「令和　年」に改める。

一　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）別紙様式第一から第二まで

二　公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令（平成十六年内閣府令第八号）別紙様式

（保険業法施行規則の一部改正）

第九条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十三号中「※1　明治　3　昭和　2　大正　4　平成」及び「※　1　明治　3　昭和　2　大正　4　平成」を削り、別紙様式第十三号の二中「※1　明治　3　昭和　2　大正　4　平成」及び「※　1　明治　3　昭和　2　大正　4　平成」を削り、別紙様式第十三号の三及び第十六号の二十二中「※　1　明治　3　昭和　2　大正　4　平成」を削り、同様式記載上の注意一中(c)を削る。

（資産の流動化に関する法律施行規則等の一部改正）

第十条　次に掲げる府令の様式中「平成　年」を「　　年」に改める。

一　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）別紙様式第一号

二　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一号様式から第三号様式まで

三　公認会計士法第二十八条に規定する研修に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第十七号）第一号様式及び第二号様式

四　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）別紙様式第一号及び第二号

五　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）別紙様式

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式中「平成　年」を「　　年」に改め、「※　1 明治　3 昭和　2 大正　4 平成」を削る。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第十二条　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号中「平成　年」を「　　年」に改め、「※　1 明治　3 昭和　2 大正　4 平成」を削り、別紙様式第三号中「平成　年」を「　　年」に改め、別紙様式第四号及び第五号中「平成　年」を「　　年」に改め、別紙様式第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号及び第十六号中「平成　年」を「　　年」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、家庭用品品質表示法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月七日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

家庭用品品質表示法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（家庭用品品質表示法施行規則の一部改正）

第一条　家庭用品品質表示法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第百六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成　年度」を「　　年度」に改める。

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「平成　年」を「　　年」に改める。